別表六(一)の(一)の記載要領第１号中「平成21年法律第13号。以下この号において「平成21年改正法」という。)第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成21年旧法人税法」という。)第69条（外国税額の控除）又は平成21年改正法」を「平成21年法律第13号)」に、「若しくは第66条の９の７」を「又は第66条の９の７」に改め、「平成21年旧法人税法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は」を削り、「若しくは第68条の93の７」を「又は第68条の93の７」に改め、同第(一)号中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、適格現物出資又は適格事後設立をいう。)を行つた」を「若しくは適格現物出資又は適格事後設立（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（(3)において「平成22年旧法」という。)第２条第12号の15（定義）に規定する適格事後設立をいう。(3)及び(4)において同じ。)をいう。)が行われた」に、「「19」から「22」まで」を「「(17)」から「(20)」まで」に改め、同号(二)中「を行つた」を「が行われた」に改め、同号(三)中「当該法人を」を「平成22年９月30日までの間に当該法人を」に、「を行つた」を「が行われた」に改め、同号(四)中「、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。」を「若しくは被現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。(4)において同じ。」に、「適格分社型分割等（適格分社型分割、」を「適格分割等（適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。)若しくは」に、「を行つた」を「が行われた」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人をいう。(3)」を「若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。以下この号」に改め、同号(四)中「(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)」を削り、「、適格現物出資」を「若しくは適格現物出資」に、「を行つた」を「が行われた」に改め、「(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。)」を削る。

別表六(三)の表中「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「26」）」を「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「24」）」に、「外（別表六（二の二）「25」－32の外）（32の②）」を「外（別表六（二の二）「23」－32の外）（32の②）」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が法第69条第２項、第３項若しくは第８項（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の15第２項、第３項若しくは第８項（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(三)の記載要領第四号(1)中「、被現物出資法人又は」を「若しくは被現物出資法人又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成22年旧法」という。）第２条第12号の６の２（定義）に規定する」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「若しくは適格現物出資又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。(2)において同じ。)」に、「を行つた」を「が行われた」に改め、同号(2)中「、現物出資法人又は」を「若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する」に、「適格分割、」を「適格分割若しくは」に、「を行つた」を「が行われた」に改め、同第五号(1)中「適格組織再編成を行つた」を「適格合併等が行われた」に、「適格組織再編成の日」を「適格合併等の日」に改め、同号(2)中「を行つた」を「が行われた」に改める。

別表六(三)付表(一)の表中「適格組織再編成に係る」を「適格合併等に係る」に改め、同表の記載要領第１号中「適格組織再編成を行つた」を「適格合併等が行われた」に改め、同第(一)号(二)中「を行つた」を「が行われた」に、「当該法人」を「平成22年９月30日までの間に当該法人」に、「を行つた」を「が行われた」に改め、同号(3)中「、被現物出資法人又は」を「若しくは被現物出資法人又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成22年旧法」という。）第２条第12号の６の２（定義）に規定する」に、「適格事後設立」の次に「（平成22年旧法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。第４号及び第７号において同じ。）」を加え、「を行つた」を「が行われた」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人をいう。第５号」を「若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。次号、第５号及び第６号」に改め、同第(二)号中「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「分割法人等」に改め、同第四号中「を行つた」を「が行われた」に、「適格分割、」を「適格分割若しくは」に改め、同第五号(二)中「を行つた」を「が行われた」に改め、同号(2)中「当該法人」を「平成22年９月30日までの間に当該法人」に、「を行つた」を「が行われた」に改め、同号(3)中「適格分社型分割等を行つた」を「適格分割等が行われた」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に改め、同第六号中「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「分割法人等」に、「別表六（二の二）の「26」」を「別表六（二の二）の「24」」に改め、同第七号中「を行つた」を「が行われた」に、「適格分割、」を「適格分割若しくは」に改める。

別表六(三)付表(二)の記載要領第１号中「を行つた」を「が行われた」に改め、同第(二)号中「別表六（二の二）の「26」」を「別表六（二の二）の「24」」に改める。

別表六(四)の(一)の表中「計得金額仮計所又は個別所得金額仮計（別表四「22の①」又は別表四の二付表「33の①」）」、「等入配不算当額の受取金は個別所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二付表「35の①」）」、「等入配不算当額の受取金は個別所得金額仮計（別表四「22の①」又は別表四の二付表「33の①」）」、「等入配不算当額の受取金は個別所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二付表「35の①」）」、「等剰余の額（別表八(二)「13」＋別表十七(三の二)「31の計」）」、「等剰余の額（別表八(二)「13」＋別表十七(三の四)「17の計」）」、「年金額業損入前の金算割等損の」、「等の合併法人等の最終の事業年度の損金の欠損金算入額」を次のように改める。

計得金額仮所又は個別所得金額仮計（別表四「22の①」又は別表四の二付表「33の①」）	等入配不算当額の受取金は個別所得金額の額（別表八(一)「12」、「24」又は別表八の二「26」）	等剰余の額（別表八(二)「13」＋別表十七(三の二)「31の計」）	年金額業損入前の金算割等損の（別表四「22の①」又は別表四の二付表「33の①」）
計得金額仮所又は個別所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二付表「35の①」）	等入配不算当額の受取金は個別所得金額の額（別表八(一)「14」、「29」又は別表八の二「29」）	等剰余の額（別表八(二)「13」＋別表十七(三の四)「17の計」）	年金額業損入前の金算割等損の（別表四「26の①」又は別表四の二付表「35の①」）

等の合併法人等の最終の事業年度の損金の欠損金算入額	等の合併法人等の最終の事業年度の損金の欠損金算入額

同第(一)号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成21年旧法人税法」という。)第69条第１項から第３項まで（外国税額の控除）」及び「又は平成21年旧法人税法第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）」を削り、同第(二)号中「(20)」を「「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額　(20)」」に改め、同号(1)中「第112条第13項」を「第112条第10項」に、「分割前事業年度等」を「被合併法人等の最終の事業年度等」に改め、同号(2)中「別表四の二付表の「８の①」」を「別表四の二付表の「９の①」」に改める。